NPO法人 入浴施設衛生管理推進協議会 山形県支部ニュース

第２号　　2011 年４月発行

NPO 入浴施設衛生管理推進協議会山形県支部　（略称：NPO 浴衛協山形県支部）
〒991-0042 山形県寒河江市高屋 359 番地　　Tel. 0237-85-7558　Fax. 0237-85-5571
発行責任者　勝手に編集長 山口誠一

●ごあいさつ

NPO 法人入浴施設衛生管理推進協議会
山形県支部長　　小角 雄治

このたびの東日本大地震により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。皆さまの安全と一日も早い復旧復興をこころよりお祈り申し上げます。

ＮＰＯ法人入浴施設衛生管理推進協議会山形支部ニュース第２号の発刊にあたり、支部長として一言御挨拶申し上げます。

平素より、当支部のために、格別のご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

平成２２年９月に発足して早半年が過ぎました。東京本部への挨拶を兼ねた理事会出席、また、２３年２月には本部の総会並びにシンポジュウムの参加など経験させていただきました。各地区の支部の皆様、そして理事の皆様からはいろいろとご指導をいただき感謝申し上げます。

平成２３年３月７日山形テルサに於いて、かねてから準備してまいりました山形支部主催の第１回「レジオネラ対策シンポジュウム」も関係者各位のご協力で参加者３２名という盛況で無事終了する事ができました。山形支部の方向が少しづつ見えてきたような気がいたします。ここに厚く御礼申し上げます。これからの支部活動は、温泉王国山形がより安全で快適な温泉地であることを全国に知れ渡るようにこつこつと皆様と共に創り上げていきたいと心から念願し挨拶とさせていただきます。

【平成 22 年度 NPO 浴衛協山形県支部活動関係】

1. 山形県支部第１回シンポジュウムを開催しました

支部開設後最初のシンポジームは、平成 23 年３月７日に『事例から学ぶレジオネラ対策』・『温泉のレジオネラ対策』をテーマに多くの出席者（官公庁 10 名、資格会員賛助会員６名、一般出席者 16 名計 32 名、講師、事務局８名）を得て開催することができました。

シンポジュウムはプログラムに従い NPO 入浴施設衛生管理推進協議会山形支部小角支部長の進行で進められ、最後に出席者にはシンポジュウムに関するアンケートの提出をいただき終了いたしました。

◎ プログラム

1. 「レジオネラ最近のトピックス」（ＮＰＯ浴衛協山形支部顧問山口誠一 氏）
2. 基調講演『温泉のレジオネラ対策について』（東邦大学医学部准教授 加藤尚之　氏）
3. パネルディスカッションは、東邦大学医学部准教授 加藤尚之氏、ＮＰＯ浴衛協会長中島有二氏、ＮＰＯ浴衛協山形支部顧問 山口誠一氏の３名のパネラーによって行われました。

最初、事例から学ぶレジオネラ対策は、スライドによる説明に始まり、フロアーからの質問をいただき、3 名のパネラーとの間での問答形式でシンポジュウムが進められました。フロアーからは多くの質問があり時間延長するなど盛会裏に終了することができました。

紙面を借りて、NPO 活動に対するご理解と、お忙しい中、シンポにご出席をいただきました皆々様には心より感謝申し上げるとともに御礼を申し上げます。

※ シンポジュウムは 7 頁から 11 頁に一部紹介と、NPO 入浴施設衛生管理推進協議会 HP に掲載されていますのでご参照ください。

2. 衛生管理相談事業の推進について

NPO 浴衛協山形県支部は、活動方針に基づき入浴施設の衛生管理全般に係る相談事業（対象:NPO 会員、行政関係者、施設関係者等）推進を図るため受け入れ体制を含む指導助言等に万全を期すため取り組んできました。具体的には、施設営業者関係者からの衛生管理等に係る相談があり、現地にて入浴施設の衛生管理に係る直接指導を実施してきました。

3. NPO 本部総会及び第 20 回シンポジュウムに出席して

平成２３年２月２５日東京都立産業貿易センター浜松町館会議室において、全国から 100 名を超える出席者を得て、『事例に見るレジオネラの実態と対策』をテーマにシンポジュウムが開催されました。当日、山形からは保健所関係者、支部長、顧問が出席しました。シンポは、NPO 副会長･事務局長の石谷氏の司会で、ＮＰＯ中島会長による『レジオネラの最近のトピックス』に始まった。基調講演は横浜市衛生研究所荒井氏より『行政サイドから見たレジオネラの実態と対策』について講演がありました。

次に、パネルディスカッションは NPO 中部支部藤井氏の進行で、パネラーは講師の荒井氏、NPO 山形支部顧問の山口誠一氏、四国化成工業（株）有機化成品営業部の近藤洋平氏の３名により、次の質問をもとにフロアーとの意見交換が行われました。

〈質問事項〉

① かけ流し浴槽のレジオネラ属菌対策について、具体的な清掃・消毒方法について
② 過酸化水素水による配管内洗浄と消毒の関係について
③ 浴槽水の塩素濃度を高めた時、皮膚への影響について
④ 入浴剤とレジオネラ属菌検出率の関係について外

4. 経過報告

(1) 平成 22 年９月９日、10 月６日　レジオネラ症防止対策所管行政機関への訪問活動

NPO 入浴施設衛生管理推進協議会(略称:NPO 浴衛協)事業目的と､NPO 浴衛協山形県支部設立の挨拶のため、山形県保健薬務課、各保健所（村山保健所、最上保健所、庄内保健所、置賜保健所）、並びに関連機関の（社）山

形県温泉協会、山形県旅館ホテル生活衛生同業組合等を訪問。

⑵ H23 年２月２日 浴槽等衛生管理現地指導実施
⑶ H23 年２月 25 日 NPO 浴衛会総会並びに第 20 回シンポジュウム（東京）
⑷ H23 年３月　７日 NPO 浴衛会山形支部第１回シンポジュウム（山形市）

【NPO 入浴施設衛生管理推進協議会山形県支部の活動方針】

1 私たち NPO 山形県支部は、NPO 理事会並びに全国の NPO 組織と連携し、入浴施設衛生管理に係る諸課題、諸問題について、NPO 各専門部と連携し、年複数回、計画的にシンポジュウム、講習会、配管清掃等実地研修会等を開催します。

2. 入浴施設衛生管理に関して支部ニュース等を介して各情報提供に努めます。
   ⑴ NPO 入浴施設衛生管理推進協議会山形県支部機関紙の発行
   ⑵ NPO 入浴施設衛生管理推進協議会ホームページの活用　（http://www.npo-spa.jp/）

3. その他事業目的に即した関連事業等を実施する。

◎平成 23 年度 NPO 山形県支部活動計画（案）は次の通りです。

⑴ 衛生管理者養成講座の開講（時期及び開催地未定）
⑵ 山形県支部配管清掃等現場実地研修会の開催（時期及び開催地未定）
⑶ 入浴施設衛生管理に係るシンポジュウムの開催
⑷ 入浴施設に関する相談、及び、各種コーディネーター等は通年実施します。
⑸ その他関連事業等

※:なお、⑴～⑶の開催時期等は現在検討中です。決定時にご連絡します。

● あとがき

このたび、多くの皆々様方の出席を得て、山形支部として第１回シンポジュウムを開催することができ、支部活動が具体的に開始することができました。支部長の挨拶の中で述べられているように、NPO 山形支部活動の方法性がみえてきました。これもひとえに皆様方のご支援のおかげであります。

ここに支部ニュース２号を発行することができました。内容的には平成 22 年度活動報告が中心となっています。今後、支部ニュースの内容を充実に努めたいと考えています。

このためには、NPO 活動が多くの皆様方にご理解をいただき、レジオネラ対策に係る専門 NPO として目に見える活動を展開していく所存ですので皆さまからのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。また、支部ニュースに載せました平成 23 年度活動方針に沿って NPO 山形支部は活動しますのでご理解い下さるようよろしくお願いします。

特に、NPO 設置目的である入浴施設の衛生管理における諸課題を各専門部門と連携しながら、シンポジュウム等の開催、入浴施設衛生管理者育成、関連啓蒙活動を実践しながら問題を解決し、安全安心、清潔な浴槽水を提供できるようレジオネラ症防止対策をいっそう強化していきます。

２年目をむかえた平成 23 年度は、NPO 会員、関係者の皆々さまと連携し、ジオネラ症防止対策に万全を尽くす覚悟です。

レジオネラ症防止対策に関するご質問等がございましたら「事務局」までご一報くださるようお願いします。

（勝手に編集長）

衛生管理一口メモ（2）

“　NPO と一緒に入浴施設の衛生管理に係る手法を考えてみませんか　!!　”

コンプライアンス即ち法令等を遵守し、施設に合致した清掃消毒等レジオネラ防止対策を『積極的に展開する自主的衛生管理』が必要不可欠となるわけです。

特に、営業者（開設者、管理者）は、衛生管理対策について、メンテナンス業者等と綿密に協議し、現場に即応した清掃消毒等衛生管理対策（マニュアル化、指導助言、調査研究等）を図るため、お互いに意思疎通を図り、連携を強化しながら『レジオネラ症防止対策』に努めましょう。

NPO 浴衛協は会員様等に対して衛生管理のお手伝いをさせていただきます。

H22 年.3 月 29 日に施行された「入浴施設におけるレジオネラ症防止指針」について説明します。保健所等における行政指導・行政処分は、下記「入浴施設におけるレジオネラ症防止指針」に基づいて行われますので、自主管理の徹底をお願いします。

営業者の皆様方には、コンプライアンスを遵守しながら入浴施設の衛生管理に努めましょう

【入浴施設におけるレジオネラ症防止指針】

山形県では、『入浴施設におけるレジオネラ症防止指針（以下、「防止指針という。」）』が策定され、 平成２２年３月２９日より施行されています。

具体的には、入浴施設から基準を超えた場合の対応として防止指針の趣旨に基づいて保健所等行政機関より指導が入ることになります。

なお、平成 17 年４月１日には、レジオネラ対策として、旅館・公衆浴場に対する「いわゆる山形県レジオネラ関係条例、衛生管理要領」が定められています。

1. 防止指針で定める趣旨について。

防止指針は、旅館及び公衆浴場（以下「入浴施設」という。）の浴槽水からレジオネラ属菌が旅館業法施行細則（昭和３３年県規則第４５号）第７条第２項又は公衆浴場法施行細則（昭和４０年県規則第８９号）第４条第２項に規定する基準（以下「基準」という。）を超えて検出された場合、及び感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１２条第１項の規定による届出に係るレジオネラ症患者が発症前１０日以内に入浴施設を利用したことが確認された場合における当該施設の営業者又は管理者（以下「営業者等」という。）への指導方針について定めている。

2. 防止指針に基づき具体的な行政指導の方針は次の通りです。

（１）入浴施設の維持管理が適正と確認でき、身体の異常を訴える苦情等のない場合

A. 入浴施設の浴槽水から基準を超えるレジオネラ属菌が検出されたときは

1　検出の届出（浴槽はそのままの状態で使用を停止する）

2　施設調査

① 浴槽及び設備等の洗浄、消毒の実施

② 浴槽水の自主検査

③ 適切な措置がなされた後は、結果判明まで特別な管理※をしながら営業

④ 検査の結果　　陽性：浴槽の使用自粛　　陰性：通常管理

B. レジオネラ症患者発注前 10 日以内に入浴施設を利用したことが確認されたとき

1　施設調査

2　浴槽水の行政検査

① 浴槽及び設備等の洗浄、消毒

② 浴槽水の再検査

③ 適切な措置後は、結果判明まで特別な管理※を行ないながら営業

④ 検査の結果

陽性：浴槽の使用自粛　(既に自粛している場合は継続)　　陰性：通常管理

※ 特別な管理として、結果判明までの浴槽の管理方法は次の通り。

ア 打たせ湯、気泡発生装置等エアロソル発生設備の使用中止

イ 毎日換水、浴槽の洗浄を徹底

ウ ろ過設備のある浴槽：消毒の効果（残留塩素濃度）を始業前、終業時、その他２時間ごとに測定し確認

（２）入浴施設に重大な衛生管理の不備があるなどにより感染源となる可能性が高いとき

A. 入浴施設の浴槽水から基準を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき

B. レジオネラ症患者発症前 10 日以内に入浴施設利用が確認されたとき

１）浴槽水の行政検査

２）改善指導、浴槽の使用自粛指導（同一循環系統すべて）

以上により行政指導が行われるが感染源と判明時は、感染拡大防止の視点から安全性が確認されるまで営業停止等もある。なお、詳しくは保健所等行政機関に確かめてください。

◎ 参考

平成 17 年４月１日には、山形県レジオネラ関係条例や、衛生管理要領が施行され、基本的対策として次の通り定められています。

（１）レジオネラ属菌の浴槽水への侵入防止、エアロソル発生防止のための構造設備の措置

（２）レジオネラ属菌の増殖場所となる生物膜（バイオフィルム）の除去と生成の抑制

（３）水質検査の実施

（４）レジオネラ属菌が検出された場合の保健所への届出義務化

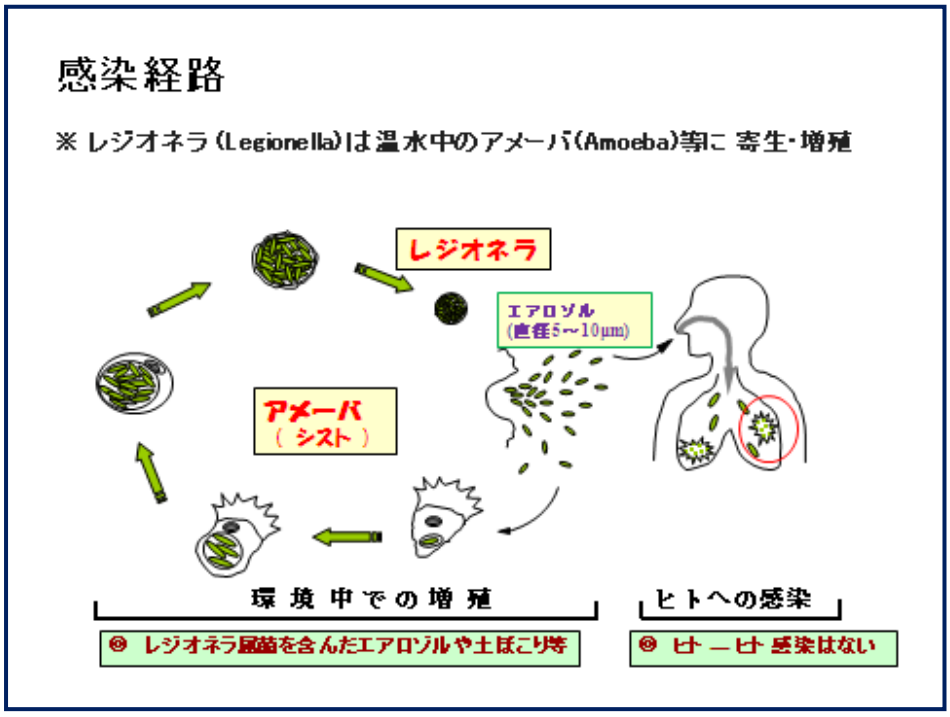

【レジオネラ症患者統計資料】

1. 年次別レジオネラ症患者発生状況　（国立感染症研究所感染症情報センターＨＰ）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23..2.13
全　国	167	146	161	281	518	668	884	689	726	65
山形県	5	5	6	10	8	11	11	9	15	2

2. 年次別レジオネラ症による患者死亡率　（厚労省感染症統計より）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
レジ患者数	56	154	86	167	146	161	281	518	668	884	689	726
死亡者数	不明	不明	13	15	14	8	21	31	31	46	58	28
死亡率	―	―	15.1	9.0	9.6	5.0	7.5	6.0	4.6	5.2	8.4	3.9

※ H22 年は９月現在の死亡者数

3. 統計のグラフ化

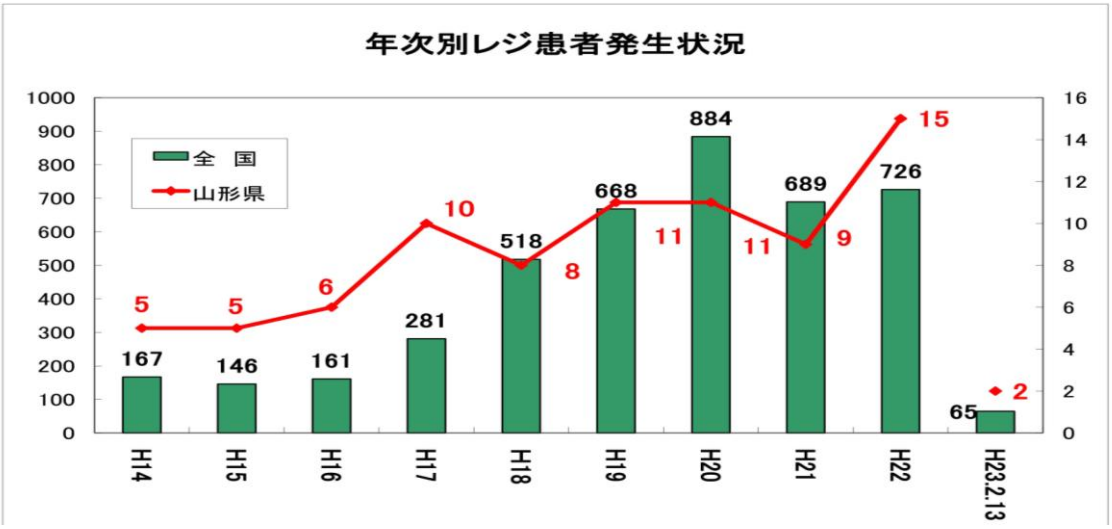

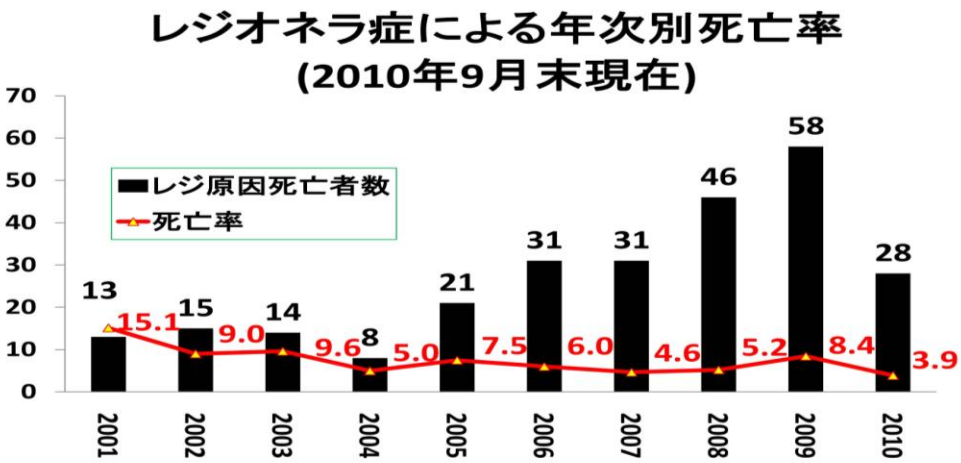

NPO 山形支部 第１回レジオネラ対策シンポジュウム紹介

NPO 入浴施設衛生管理推進協議会 山形支部
第１回「レジオネラ対策シンポジウム」

日　時　平成 23 年３月７日（月） 午後２時００分～午後５時００分
場　所　山形市　山形テルサ　研修室Ｂ
山形市双葉町１－２－３（TEL 023-646-6677）

テーマ　『事例から学ぶレジオネラ対策』・『温泉のレジオネラ対策』

◆　プ　ロ　グ　ラ　ム　◆

司会　ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会 山形支部長 小角雄治

14 時 00 分～14 時 10 分　報告　「レジオネラ最近のトピックス」(10 分)
ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会 山形支部顧問　山口誠一 氏

14時10分～15時40分　基調講演　『温泉のレジオネラ対策について』
（90分 含む質疑応答時間）
東邦大学　医学部　准教授　加藤　尚之　氏

15時50分～17時00分　パネルディスカッション　（70分）
東邦大学　医学部　准教授　加藤　尚之　氏
ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会 会長　中島有二　氏
ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会 山形支部顧問　山口誠一 氏

東邦大学医学部准教授 加藤尚之氏
司会進行は NPO 山形県支部長 小角雄治氏

〔※ 当日のスライドから一部紹介〕

レジオネラ最近のトピックス

ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会
山形支部　顧問　山口誠一

Ⅲ. 菌検出 3か月報告せず
鳩ヶ谷市の高齢者施設 安全確認怠り利用再開ー埼玉県

埼玉県鳩ヶ谷市桜町にある市の高齢者レクリエーション施設「福祉センター」で、保健所への報告が必要なレベルのレジオネラ属菌が検出されたが、事実報告や公表をせず3ヶ月の間、放置していたことが21日わかったという。

所管する同市高齢者支援課は事実を把握した後、清掃と消毒のため浴場の利用を中止したが、理由を「機械の故障」としていたという。

- 昨10月の定期検査でレジオネラ属菌が検出され、センターの担当者は厚労省の指針に従い、清掃と消毒を実施したが、安全確認の再検査を怠り、また川口保健所、同課に報告しないまま利用を再開していた。
- 同課が事実を把握したのは今月14日で、翌日から浴場の利用を中止して、配管など全体の清掃と消毒を行ったが、利用者には菌の検出を知らせていなかった。
- 市議の指摘で、21日に「細菌検査のため」と説明の張り紙を修正したという。

（2011/01/22付 東京読売新聞）

※ 衛生管理者配置の義務

旅館業法施行条例
別表 第2
13　衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに、点検表を点検の日から３年間保管すること。
14　営業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。

旅館業法施行細則
第２条　(6)　条例別表第２第２項の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理をすること。

公衆浴場法施行条例
第３条　営業者は、次の各号を遵守しなければならない。
(24)　衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに、点検表を点検の日から３年間保管すること。
(25)　営業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。

公衆浴場法施行細則
第１条の２　(7)　条例第３条第１項第13号の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理に関すること。
第２条　(5)　条例第３条第１項第25号に規定する衛生管理に係る責任者の住所及び氏名

衛生管理者とは

1. 衛生管理には専門的知識が必要
2. 営業者は衛生管理者に定期的に専門知識を習得させる義務がある
3. 専門知識習得には研修制度が必要と考える。
   特に、行政分野では ⇒ 営業者への指導助言、実地指導、指導力充実等
   営業分野では ⇒ 毎日実地に実施し、安全安心の浴槽水の提供
   営業力が高まる
4. NPO入浴施設衛生管理養成講座の開催
   講座開催はNPO各支部で実施している。〔有料〕
   現在、全国で1000人超入浴施設衛生管理者認定書が交付されている。
5. NPO認定後のフローアップについて
   (1) 本部支部で各種講習会等を実施する
   (2) 現地実地研修会の開催
   (3) 相談等事項の課題解決に向け対策を講ずる
   (4) その他関係する事項

出席状況

官公庁 10 名、資格会員賛助会員 6 名、一般出席者 16 名、講師として東邦大学医学部加藤准教授、パネリストとして NPO 中島会長と、NPO 山形支部山口顧問、事務局は、NPO 伊藤理事、山形支部小角支部長、NPO 事務局

基調講演　『温泉のレジオネラ対策について』（東邦大学医学部准教授 加藤尚之氏）（一部紹介）

温泉のレジオネラ属菌

L. pneumophila

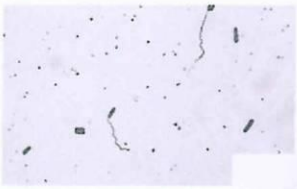

0.3～0.9×2～20μm

BCYEα寒天培地に発育した *L. pneumophila*

（資料提供: 新潟レジオネラ症防止研究会）

レジオネラ症

レジオネラ肺炎

感染経路　環境中からのエアロゾルや土埃の吸入による経気道感染

潜伏期間　2～10日（平均4～5日）
7日以内に死亡
（致死率60～70%）

治療　抗菌薬療法が必須
マクロライド系
ニューキノロン系
リファンピシン
テトラサイクリン系
（致死率10～20%）

ポンティアック熱

潜伏期間　1～2日（平均38時間）　一週間以内に軽快することが多い

東京の研修センター（1994.8）冷却塔 45名罹患 *L. pneumophila* serogroup 7

日本における主なレジオネラ感染事例

1996年1月　東京都内の病院で新生児が、家庭用の超音波加湿器、循環 給湯設備の給湯水が原因　3人感染、1人死亡

2000年3月　静岡県掛川市温泉利用入浴施設　23人感染、2人死亡

2000年6月　茨城県石岡市総合福祉センター入浴施設　42人感染、3人死亡

2000年7月　名古屋市病院24時間風呂　1人感染、死亡

2002年1月　東京都内の銭湯で薬湯が原因　1人感染、死亡

2002年8月　宮崎県日向市第3セクター温泉施設　295人感染、7人死亡

2002年8月　鹿児島県東郷町温泉施設　5人感染、1人死亡

2002年8月　山形県村山市温泉施設　2人感染

2003年1月　石川県山中町温泉施設　1人感染、死亡

全国のレジオネラ症の年別届出件数の推移（1999～2011）

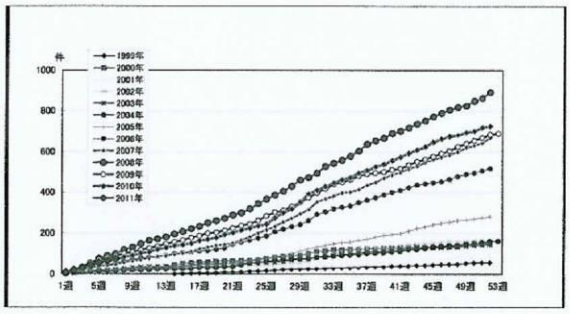

レジオネラ症・週報（IDWR・感染情報・HP「2011年07週」）

レジオネラ症の性別・年齢群別報告数（1999/4～2006）

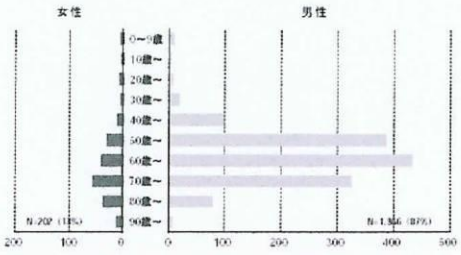

国立感染症研究所　感染症週報　通巻第9巻第17・18合併号

感染源および感染経路

感染源

- 冷却塔
- 循環式浴槽
  （24時間風呂，温泉利用施設，ジャグジー等）
- 循環式給湯設備
- 家庭用加湿器
  （超音波式）
- 修景施設
  （人工の滝，噴水等）

感染経路

エアロゾル（目に見えないような細かい水滴）

東京都健康安全研究センター
http://www.tokyo-eiken.go.jp/kenkikenk_eisei/eiseiki.htm

〔※ 当日のスライドから一部紹介〕

ＮＰＯ入浴施設衛生管理推進協議会山形支部
第1回 レジオネラ対策シンポジウム

『事例から学ぶレジオネラ対策』
～かけ流し式浴槽の衛生管理対策について～

日 時　平成２３年3月7日（月） 15:50～17:00
場 所　山形市双葉町　山形テルサ　研修室B

NPO入浴施設衛生管理推進協議会
山形支部 顧問　山口 誠一

ATPふき取り検査の進め
～洗浄度・汚染度把握のために～

※汚染基準境界 ＝ ＡＴＰ値 1,000 ＲＬＵ を規準

※ ATP測定結果はデジタル表示（単位:RLU）
洗浄度を数値で確認、現場で使用可能

バイオフィルム等除去による衛生管理対策

参考　ブラシ洗浄とは

① 「汚れ、スケール、バイオフィル等」を剥がし取る行為である。（物理的洗浄）
② 目地（シーリング材,接着剤,クーラント,パテ等）表面に引っかき傷、又は表面を削り取り。（物理的洗浄）
③ 塩素消毒等により目地等の品質を低下させる。（化学的洗浄）

目地破損損傷等と汚染

〔※ スライドから一部紹介〕

遺伝子検査、横浜市で導入

横浜市衛生研究所検査研究課
荒井様作成パネルから〔一部抜粋〕

レジオネラ症を防止するための技術的指針（横浜市）

３　レジオネラ属菌を検出した場合の対策

(1) 直ちに、浴槽の使用を中止する。
(2) ろ過装置、消毒装置及び温水配管の点検を実施する。
(3) 浴槽・ろ過装置等の清掃・逆洗・消毒を行い完全換水する。
(4) 同上の措置後に、迅速法（PCR法又はLAMP法）及び培養法によって、浴槽水のレジオネラ属菌を再検査する。
(5) 浴槽の使用再開は、(4)の迅速法の結果が不検出又は陰性であることを判断基準とするが、後日判明する培養法で検出された場合は、(1)から(4)の措置を再度実施する。

レジオネラ症患者利用施設の検査体制

1. 遺伝子検査
- リアルタイムPCR法（5S rRNA、mip ）
- LAMP法（16S rRNA ）
- 試料搬入当日～翌日に結果が判明

陰性
- レジオネラの遺伝子が不検出
- 汚染が認められず、維持管理は適正

陽性
- レジオネラの遺伝子が検出
- 現在　または　過去に汚染 感染原因施設の可能性
- 機器や浴槽等の利用一時中止 清掃・消毒を要請
- 清掃・消毒後、再検査

レジオネラ症患者利用施設の検査体制

2. 培養検査
- ろ過濃縮➡雑菌処理➡GVPC、MWY
- 5～7日間培養し、コロニー計数
- コロニーを釣菌して純培養
- 釣菌に使用した白金耳で遺伝子検査
  - レジオネラの定性が5～7日間で判明

陰性
- 遺伝子検査が陰性
- 汚染が認められず、維持管理は適正

陽性
- 遺伝子検査が陽性
- 残留塩素が高い場合、現在および過去に汚染
- 残留塩素が低い場合、過去に汚染
- 遺伝子検査　陽性
- 生菌が分離
- 現在、汚染が認められる

NPO 会長 中島有二氏　　東邦大学医学部准教授 加藤尚之氏　　NPO 顧問 山口誠一氏

山形支部第一回シンポジュウムで聞き入る出席者の皆々様

山形支部 第１回 レジオネラ対策シンポジウム アンケート集約

配布枚数 32 枚　　回収枚数 23 枚　　回収率　71.9%

1.今回のシンポジウムについて

Q1　満足度について　　1.大変満足(5)　2. 満足(15)　3. やや不満(3)　4. 不満(0)

※ シンポ全般について「満足」の回答は 87%、「やや不満」の回答は 13%あった。

Q2　シンポジウムの内容について　　1.大変よい(5)　2.良い(13)　3.普通(5)　4.悪い(0)

※ シンポ内容は、「大変良いと良い」で 78.3%、普通は 21.7% の回答。

Q3　シンポジウム時間について　　1. 長い３　2. 普通 18　3. 短い２

※ 開催時間については、「長い」が 13%、普通が 78.3%、短いは 8.7% の回答。

Q4　参考になりましたか。

1. 大変参考になった（6）　2. 参考になった（17）　3. あまり参考にならなかった（0）

※ シンポジュウムの理解度については、「全員」が参考となったと回答。

Q5　このシンポジウムを何でお知りになりましたか。

1. NPO からの FAX 案内（10）　2. NPO のホームページで見て（0）

3. 以前に受講した方よりの紹介（3）　4. その他（10）

※ シンポ開催情報について、「NPO からの FAX 案内」が 43.5%、「以前受講した方よりの紹介」は 13.4%、「その他の方法で知った」のが 43.5%となっているが、NPO ホームページからの情報はゼロ回答であった。

Q6 意見等について

○ 大変参考になった。　○ 資料グラフが小さく見にくい。　○ 参加費について。

○ 専門的内容が多く一般参加者向きではなかった。○ 殺菌方法と有効性について。

○ 衛生管理の仕方を詳しく教えてほしい。　○ 法律条例関係。定期的開催を望む。

○ ブラッシング清掃の重要性を認識。　○ 温泉協会も会員に啓蒙の必要性を感じた。

○ 検査機関（行政、民間）によりレジオネラ検査結果に違いのあることが問題。

また、入浴施設で実施しているレジオネラ検査機関の実態を知りたい。

2.今後、取り上げてほしいテーマについて

○ 資格と今後の展望。　○ 清掃方法等の衛生管理。

○ レジオネラ検出時の清掃の実際（廃液処理も含む）。

○ 塩素殺菌以外の殺菌方法と条例上行政指導との関係。

○ ろ過機の種類によるメリットについてのテーマに。

○ 現場での配管洗浄等実技を含む研修を望む。

3.入浴施設の衛生管理のなかで困っていることについて

○ 消毒等に時間がかかる。　○ 温泉泉質による塩素管理の違いと具体的方法。

○ 塩素殺菌また塩素洗浄を使わない衛生管理システム構築について。

○ レジオネラ検査法やレジオネラ養成になった場合の検査室での対応について。

○ 浴槽内の塩素濃度を一定に保つことが難しい（入浴数等により塩素濃度が測り変動する）。

○ 現場中心の内容で。

◎ 以上が回答されたアンケート分析の結果です。今後これら結果を踏まえ NPO 活動に生かしていきますのでこれからも NPO に対するご支援等よろしくお願いします。　（事務局）

NPO 法人 入浴施設衛生管理推進協議会 （NPO パンフより）

NPO 入浴施設衛生管理推進協議会

Bathing Sanitation Management-promotion Association

設立の目的

このNPOは、入浴施設の衛生管理の方法に関して普及啓蒙活動を行い、適切な情報を広く提供することで入浴施設の衛生保全の問題解決を図り、入浴施設利用者の安全と国民の健康に寄与することを目的に設立された全国的な会員組織です。
（平成14年11月22日東京都知事認証）

レジオネラ対策シンポジウム

事業内容

1.入浴施設の衛生管理技術の講習会・研修会を開催する啓蒙事業。
2.入浴施設衛生管理者の育成・認定事業。
3.入浴施設の衛生管理に関する情報提供。
4.上記に関しての国際交流事業。

概　要

名　　称
特定非営利活動法人　入浴施設衛生管理推進協議会
（NPO　Bathing Sanitation Management-promotion Association）

事務局所在地

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 1-54-7 KS ビル 2 階　　電話・FAX : 03-3375-4126
E-mail:rejio@npo-jp.net　URL:http://www.rejio.npo-jp.net

本部/支部の活動について

当NPOは、各都道府県単位で支部を設置してその地域に準じた入浴施設の衛生保全に寄与することを願うものであります。
「全国規模で考え、地域から行動する"Think Globally, Act Locally"」を理念とし、地区活動の中心的存在としてその地区にネットワークを構築していただきます。支部設立のご応募をお待ちしております。

会　費

		入会金	年会費
正会員	本会の目的に賛同して入会した個人	※10,000円	5,000円
資格会員	「入浴施設衛生管理者」の資格認定者	——	5,000円
賛助会員	本会の目的に賛同し、活動を支援いただける法人	50,000円	100,000円

※シンポジウム等に参加いただいた方は、入会金を免除させていただきます。

入会申し込み方法

お電話かメールにてご連絡ください。入会申し込み書類及び最新の活動案内をお送りいたします。

最近よく聞くけど、NPOってなに?

NPOとは?
NPOとは Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略称で、利益を目的としない、社会性の高い事業をする組織のことです。

NPOは「無報酬」で活動するボランティア組織とは異なります。
NPOは、会員からの入会金や年会費、各種事業収益、個人や企業からの寄付などを収入源として、所轄官庁から認証された事業を行う組織です。

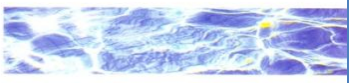

認証番号　　14 生都協市特 1312 号

NPO 法人 入浴施設衛生管理推進協議会〔略称 ：NPO 浴衛協〕

〔 NPO　Bathing Sanitation Management-promotion Association 〕

本部事務局

〒 151-0073　東京都渋谷区笹塚 1-54-7　KS ビル２階

電話･FAX ： 03-3375-4126

E-mail ： rejio@npo-jp.net　　URL:http:/www.rejio.npo-jp.net

北海道支部

〒 064-0809　北海道札幌市中央区南９条西 3-1-6 彩木ビル 3F㈱オフィス・ノルテ内

電話･FAX ： 011 – 532 - 3422

中部支部

〒 479-0002　愛知県常滑市久米字池田 179

電話･FAX ： 0569-43-7336

九州支部

〒 862-8006　熊本県熊本市龍田 7-1-72

電話･FAX ： 096-339-1154 ・ 096-337-1479

東北支部〔管轄　北東北地域〕

〒 023-0001　岩手県奥州市水沢区卸町 4-7

電話･FAX ： 0197-23-8144 ・ 0197-25-6229

山形県支部〔 管轄　南東北地域 〕

山形県支部　支部長　小角（おすみ） 雄治

〒991-0042　山形県寒河江市高屋 359 番地

電話･FAX ： 0237-85-7558 ・ 0237-85-5571

皆々様方に

NPO法人入浴施設衛生管理推進協議会で
入浴施設の衛生管理対策を一緒に考え、
一緒に勉強してみませんか ！！

【MEMO】